

# 調 査 報 告 書

【概要版】

平成 28 年 12 月 23 日

矢巾町いじめ問題対策委員会

— 目 次 —

第1章	矢巾町いじめ問題対策委員会について	1
第2章	本委員会が認定した事実	1
	1節 いじめの認定	1
	2節 いじめと希死念慮および自殺との関係	2
	3節 当該中学校の対応	2
第3章	提言	3
※ 調査報告書	第Ⅲ部 提言において、委員会からそれぞれの 立場の方々への提言について掲載	4
	第Ⅲ部 提言	
	第1章 総括	4
	第2章 生徒の皆さんへ	5
	第3章 保護者の皆様へ	6
	第4章 学校および教職員の方々へ	8
	第5章 教育委員会の方々へ	13
	第6章 マスコミ関係者及びネットに書込みをしたの方々へ	14
	おわりに	17
	A君へ	18

# 調査報告書の概要

## 第1章 矢巾町いじめ問題対策委員会について

平成27年7月5日、矢巾町立中学校に在籍する2年生の男子生徒（以下、「A」という。）が自ら命を絶った（以下、「本事案」という。）。

本事案の発生に伴い、本事案の調査、原因の究明を行い、同様の事態の発生防止に係る提言を行い、その結果を生徒の保護者及び教育委員会に報告することを任務とする「矢巾町いじめ問題対策委員会」（以下、「本委員会」という。）が設置された。本委員会は、弁護士、精神科医及び学識者各2名の計6名の委員で構成され、同時に調査補助員として3名の弁護士が選任された。

本委員会は、同年9月7日を第1回とし、計31回の委員会を経て、平成28年12月23日、同町教育委員会に調査報告書（以下、「本報告書」という。）を提出した。調査に際しては、最初に同町教育委員会及び当該中学校に保管されていた関係資料と、当該中学校が実施した調査資料の確認を行った。その上で、委員会独自のアンケート調査及び聴き取り調査を行い、協議を重ね、報告書をまとめた。

また、本委員会の経過等については、直接遺族に対する説明を行ってきた。

## 第2章 本委員会が認定した事実

### 1節 いじめの認定

Aは、1年次のバスケットボール部の活動において、体力及び技術面から皆と同等の練習をこなすことが難しかったにもかかわらず、同学年の部員らから練習中に強い言葉を掛けられ、失敗を責められるかのような言動を受けていた。また、2年次のクラス内において、同級生から、顔を殴られ、頭を机に押しつけられ、わき腹を突かれるなどの暴力、ちょっかい、からかいの対象とされ、心理的、物理的な攻撃を受けていた。こ

うした行為に対し、A は精神的な苦痛を感じ、生活記録ノートに記載をするなどして担任に訴えたり、家族に相談したりしたこともあった。本委員会は、それらの行為が学校内の部活動あるいはクラス内という人間関係の中で行われていたものであることから、いじめ防止対策推進法におけるいじめに該当すると認定した。

## 2 節 いじめと希死念慮および自殺との関係

生活記録ノート等の記載、周囲の関係者からの聴取結果等から判断すると、いじめが継続していく中で、希死念慮（「死にたい」と思う考えが続くという精神症状）が出現し、平成 27 年 6 月ころにはいじめとの関係で希死念慮を表明するほどになっていた。したがって、いじめが希死念慮をもたらした少なくとも一つの原因になっていたと認定する。

しかしながら、最終的な希死念慮の表明と見られる記述は必ずしもいじめを苦しめていることを窺わせる表現にはなっておらず、A は、その他になぜ自ら死を選ぶことにしたのかその理由を示す遺書を残していない。また、本事案発生前 3 日間の A の行動ないし状況に関する情報が少なく、現に自殺を決意するに至った経緯は不明と言わざるを得ない。したがって、A の自殺の主要な原因を特定することは困難であり、いじめが自殺に対してどの程度の影響を与えたのかを断定することはできないと認定した。

## 3 節 当該中学校の対応

当該中学校において A に関わる教員は、クラス及び部活動での A の周囲で発生したもめ事やトラブルに関して、全く対応していなかったというわけではなく、その都度個別的には対応してきたと認められる。しかし、A と担当教員との 1 対 1 の関係における対応に留まり、教員集団全体での情報共有は十分とは言えず、当該中学校全体あるいは学年全体として A に関わり、対策を講じることについては極めて不十分であったと

認定する。

また、Aは、1年次から生活記録ノートに「死」という言葉を記載していたにもかかわらず、関わる教員の多くは、それを「気を引こうとする」ための記載であるという理解に留めてしまい、Aの心理状態の深刻さについて思いを馳せ、より踏み込んだ介入をしていなかった。このことは、当該中学校の不適切な対応であったと認定する。さらに、A自身が家族への報告を望まなかったことなどさまざまな理由があったとしても、Aが「死」という言葉を記載したという事実について、一度もAの保護者に情報提供をしなかったことも、同様に当該中学校の不適切な対応と認定する。

### 第3章 提言

本委員会は、総括として、今後、子どもの自殺という痛ましい事件を防ぐための教訓は、大きく以下の2点に集約されるものと考えた。

- ① 思春期の子どもは精神的に不安定であるという現実に対して、子ども自身も含め、子どもに関わる関係者全員が感度を高めること。
- ② 子どもは発達途上であり、大人の助けを必要としているため、関わる大人たちが相互に協力するという体制づくり（あるいは整備、構築）が極めて重要であること。

## ※調査報告書 第Ⅲ部 提言において、委員会からそれぞれの立場の方々への提言について掲載

### 第Ⅲ部 提言

#### 第1章 総括

岩手県紫波郡矢巾町の中学2年生の男子生徒が自殺したという本事案について、本委員会は、事実の認定およびそこへ至る経緯についての検証を行ってきた。これらの多くの情報から得られた今後に向けた反省点、改善点は、きわめて多岐にわたるため、すべてを網羅し、改善することは難しいのかもしれない。

しかし、本事案を総括して、今後、子どもの自殺という痛ましい事件を再び起こさないようにするための教訓は、大きく、以下の2点に集約されることが考えられる。

- ① 思春期の子どもは精神的に不安定であるという現実に対して、子ども自身も含め、子どもに関わる関係者全員が感度を高めること
- ② 子どもは発達途上であり、大人の助けを必要としているため、関わる大人たちが相互に協力するという体制が極めて重要であること

以下の章では、この2点を踏まえて、本報告書を読むであろう、それぞれの立場の方々に提言を行いたい。

## 第2章 生徒の皆さんへ

本事案の発生を受けて、同じ学校、同じ学年、同じクラスで時間を過ごした皆さんは、はかり知れない衝撃と大きな悲しみを受けたのではないかと思います。また、本事案後の大人たちや社会の反応に対して、さまざまな思いを持ったのではないのでしょうか。ある人にとっては、家族や先生が支えになり、大人は信頼できる人たちであると感じたかもしれません。その一方で、別のある人にとっては、不安な自分を支えてくれない、むしろ、自分を急き立て、責めるような大人たち・社会だと感じたかもしれません。

皆さんの中学生の年代は、思春期といって、「子どもと大人の境目」の時期で、学業や部活動などこなさなければならないことがとても多く、誰でも、気持ちや身体が不安定になります。時には、「誰かにいじわるしてやりたい。」というイライラした気持ちになったり、「いじめなどがあって、死んでしまったほうが良い。」と考えることさえあって、それは特別なことや異常なことではありません。

しかし、人の考えや感情は、時間の経過とともに変化をします。例を挙げると、宇多田ヒカルさんの「道」という歌には「悲しい歌もいつか懐かしい歌になる」という歌詞があります。また中島みゆきさんの「時代」という歌には「そんな時代もあったねといつか話せる日が来るわ」という歌詞があります。これらの歌詞は、その瞬間の辛さやしんどさが無かったことになるわけではないけれど、生き延びていけば、そのことへの気持ちや考え方が変わりうることを表しています。

皆さんは、思春期というとても不安定な時期にいます。この時期に一番大切なのは、生き延びる、ということではないかと思えます。

気持ちも身体も大人になり始めている皆さんは、自分一人で解決することの大切さを理解し始めていると思います。皆さんが向き合う課題の中には、一人で向き合い、解決すべきものもあるのかもしれませんが、しかし、一人の

人間が生き延びる、ということに関しては、「自分一人で解決する力」よりも、「他者に援助を求める力」の方がより重要です。ある精神科のお医者さんは、「世の中のすべての大人が信頼できるとは思いませんが、3人に1人は『信頼できる大人』がいます。最初に相談した大人が『信頼できる大人』ではなかったとしても、あきらめずに、少なくとも3人の大人には相談してみたい」と言っています。大人に援助を求めることは、決して「弱い」とか「かっこ悪い」ことではなく、「援助を利用できる」という人間の強さです。

思春期には、いろいろなことが起こるので、時には、皆さんが生き延びるのがしんどいという気持ちになる場合もあるかもしれません。そんなときには、「自分の話を聞いて欲しい」と、是非、周囲の大人に援助を求めてください。これが、私たち委員から生徒の皆さんに最も申し上げたいことです。

### 第3章 保護者の皆様へ

保護者の皆様にとっては、平成27年7月、本事案が発生してから、いわゆる「いつもの生活」が失われ、過剰ともいえるマスコミ報道を含めた周囲の視線から、ご自分のお子さんを守らなくてはいけないという緊張感の中で、多くのご苦勞があったのではないかと推察します。

少し昔の、乳幼児期のころのお子さん比べると、今、目の前にいるお子さんはどんなでしょうか。いっばしの大人のようなことを言ったり、思春期の子どもは何を考えているのか分からず、やっかいだなあと思うことがあったりしないでしょうか。思春期のお子さんは、「半分おとなで、半分子ども」です。大人から見れば、「何を言ってるんだ。」と思うことであっても、「危なっかしいけれど、放っておく。」というスタンスが大切になる時期でもあります。

しかし、人間は直線的に「子どもから大人になる。」わけではありません。思春期は気持ちが不安定な時期と言いますが、「親の手を借りながら、親の



手を離れ、独り立ちする。」という極めて矛盾する課題をこなす時期であり、子どもは、「大人びたかと思うと、子ども返りしたり」の、行ったり来たりです。保護者は、「危なっかしいなあ」と思いながらも、常に子どもに目を配り（子どもは嫌がりますが。）、彼らにとっての外の世界が安全であるようにするため、家庭外の関係者と上手く連携することが重要だと思います。

人間はいろいろで、保護者もいろいろ、教員もいろいろです。

その上で、思春期にいるお子さんのために、保護者と外の世界で子どもに接する大人である教員が悪くない協力関係を築くことが、最終的に、お子さんの自立に繋がることになるのではないのでしょうか。これは保護者の方々への一つ目の提言です。

ご自分のお子さんだけではなく、地域の子ども達を地域全体が支えるためにも、子どもが「信頼できる大人」が増えることが必要になります。子どもの自傷や自殺について、研究及び臨床活動をしている精神科医の松本俊彦先生は、「信頼できる大人」の条件として、以下の2点を挙げています（「自傷・自殺する子どもたち」合同出版、2004）。

- ① 子どもの問題行動をいきなり叱りつける前に、まず冷静に理由を聞こうとする姿勢があること
- ② 大人が孤立していないこと、つまり、問題を1人で抱え込まず、気軽に相談できる他の援助者のネットワークを持っていること

地域の子ども達の周りに、「信頼できる大人」が少しでも増えることで、救われる子どもはそれだけ多くなるのではないのでしょうか。地域を支える一員として、保護者の方々には「信頼できる大人」になっていただきたい、ということが保護者の方々への二つ目の提言です。

## 第4章 学校および教職員の方々へ

### 1 推進法—学校基本方針の遵守と対策委員会の責任の明確化

学校には推進法を正しい意味で遵守することが求められる。確かに当該中学校は法の定める学校基本方針を策定し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である対策委員会を設置している。しかし、本事案発生前、対策委員会は、年度初めに学校基本方針を職員会議で確認することが主たる役割であり、常設委員会としての内実を伴うものではなかった。また、学校基本方針にしても、上述のように内容の確認が年度初めになされるものの、その内容が全教職員に周知徹底・共有されているものでは決してなかった。一例を挙げるならば、学校基本方針には「日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(担任は日記や生活ノート等も活用する)」と記載されているにも関わらず生活記録ノートに記載された情報が組織的ないじめ防止に用いられることはなかった。のみならず、教職員への聴き取りにおいて、本事案の発生前は、生活記録ノートの使用の有無が担任の裁量に委ねられており、生活記録ノート使用の意義を理解しないで有効活用しなかった教員もいたようである。また、上述したように学校基本方針に定められた研修等の日常的活動もその目的に沿ったものとして実施されてこなかった。

改めて確認するまでもなく、推進法は、一義的にはいじめの防止対策のための法律であり、重大事案における教職員・学校の活動を定めることにのみ本旨があるわけではない。その意味で、当該中学校において対策委員会の本格的活動が、所属する生徒の自殺という重大事案でもって初めて開始されたというのは、おおよそ法の趣旨を理解していない本末転倒なものであると判断せざるを得ない。推進法及びそれを承けて定められた文部科学省の「いじめ防止基本方針」を参酌し、自ら定めたはずの学校基本方針をその趣旨を理解したうえで誠実に履行することを何よりも求めたい。

そのためには、対策委員会を、常設委員会として、いじめ防止のための主

導的役割を果たす責任を持った組織として機能させることが求められる。当該中学校の学校経営は、多くのことが運営委員会で決定するという方式でなされている。学校経営の効率化という観点から言えば、こうした方式にも一定の合理性があると考えられる。しかし、それは一方で、他の委員会・部会や分掌の固有の役割や機能を軽視することにつながり、無責任体制に陥るといった危険性を孕む。推進法が、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置することを定めた趣旨を理解し、正しい組織運営を現実的・具体的に行うためには、全校的ないじめ防止教育の推進やいじめ調査の実施及びその結果に対する組織的活用、教職員のいじめ理解・防止のための研修の実施などが挙げられるであろう。特に、いじめや重大事案の兆候的事実と理解されるものについては、情報共有の方法を決定していくことが望まれる。いずれにしても、対策委員会は平時にこそ主導的役割を果たさなければならぬということを強調したい。なお、この件に関して、本事案以後、当該中学校の推進法に基づく教員研修等がいじめ防止の趣旨に即したものとなったこと、また、第Ⅱ部第3章2節1で述べた学校基本方針の文言が修正されたこと等、改善が見られたことは付記しておく。

## 2 教育相談体制の有効活用と他職種との連携

推進法において「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下、「相談体制」という）を整備するものとする」（16条3項）と定められているように、教育相談体制を整備・確立することはいじめ防止にとって非常に重要である。そのためにも、「心の居場所」としての保健室やスクール・カウンセラーによる相談室を有効に活用することが求められる。本事案発生前には、生徒にとって保健室は安心して相談できる場はなかったようである。こうした事実は、本委員会が行った聞き取り調査において生徒のみならず一部の教職員や保護者からも確認されている。スクール・カウンセラーによる教育相談についても、養護教諭を経由するケースは、問題行動や発達障害、およびそれに類するものが主であり、メンタル

ヘルスに関する相談は決して多くはなかった。また、こうした実態を反映してか、教職員の教育相談部門との連携に関する意識も決して高くなかったと推測される。養護教諭による健康相談活動やスクール・カウンセラーによるカウンセリングは、いじめの早期発見に極めて有用であり、またこうしたメンタルケアの実践は学校内外の生活におけるストレス・マネジメントにもつながることとなり、いじめ発生を防止する効果も期待できる。いじめ防止や学校経営に教育相談を改めて位置付け直し、有効に活用することを求めたい。また、本事案前後において、学校と保護者との信頼関係が構築されなかったことが本事案の対応において大きな問題となった。こうした場合にこそ、学校と他職種・他機関との連携が求められると考えられる。他自治体においては、スクール・ソーシャル・ワーカーがこうした家庭と学校とをつなぐ役割を果たす機能を果たしているが、矢巾町においてもスクール・ソーシャル・ワーカーあるいはそれに類する職の設置ないしは活用を検討することが望ましい。

当該中学校の教職員の方々に対しては、以下の4点について提言したい。

(1) いじめの「兆候的事実」という理解と経過観察の必要性

いじめというのは、個々のトラブルと異なりその場で教師が介入して解決するというわけでは決してない。そのため、生徒間のトラブルが生じた場合は一次的介入のみならず、トラブルを背後にあるいじめの兆候としてとらえ、経過観察を行うことが教職員に求められる。また、「解決」したと思われるトラブルについても同様にトラブルが解消したのか（いじめに発展しないか）観察する必要がある。個々の発生したトラブルに対処するのみではその根底にあるいじめの解決には至らないということ、そのためにいじめ解決の指導は長期間にわたってなされなければならない。本事案で、亡くなった生徒は2年生になって以降、いじめ事実の蓄積等により相当に心身が疲弊していることが伺われる一方で、教職員にはそれが「いじめ」によるものであると認識はされていなかったようである。いじめをしていたとされる生徒との関係は、あくまで個別的トラブルとして把握され、担任がその都度介入すること

によって解決していたと認識されていたようである。こうした時間的経過に沿った「線」にならない「点」による事実の理解は、亡くなった生徒のいじめ状況やそれに伴うストレス蓄積を正しく理解することを阻害し、生徒の希死念慮表出を深刻なものと受け止めることができなかつた。いじめとけんか、ちよっかいとが異なるものであることは言うまでもないが、目の前の生徒間のトラブルがどれに該当するかを判断することは非常に難しい。短絡的にとらえて、いじめの存在の可能性を排除するのではなく、常にその背後にいじめが存在していないか、観察を行うことが求められる。

## (2) 自殺という重大事案にかかる兆候的事実の適切な対応

本事案に至る過程において、Aは「死」に関する言葉を生活記録ノートにおいて6度表明している（1年時に1度、2年時に5度）。それにもかかわらず、2年時においては当該学年の担当教員らを始めとする教職員にその事実が共有されることはなく、保護者に報告されることはなかつた。担任は、希死念慮の表明を基本的には「教師の気を引きたい」というA独特のコミュニケーションの方法の1つとして理解した。そのため、Aの様子を観察する等、指導に配慮はしたものの、Aの言葉から自殺を直接に想像することはなかつたようである。しかし、生徒が希死念慮を他者に表明するということは極めて重大な事柄であり、教師1人が安易にその対応を判断するということは決してすべきではない。教科担任制をとり、また、部活動等の課外活動の多い中学校においては、1人の教職員が生徒を理解することは困難である。それぞれの場面で生徒は異なる姿を見せるのであり、生徒理解には、関連する教職員の情報共有、さらには保護者からの情報提供が必須である。自らの判断を過信することなく、重大事案に少しでもつながるような事実を発見した場合、適切な情報共有を行うことが求められる。

また、そのような情報共有・情報提供が円滑に行われるには、教職員同士、教職員と保護者との信頼関係が不可欠である。このような関係の構築は個々の教職員に任されるべきものではなく、学校づくりの課題として全教職員が一丸となって取り組むべきものである。日常的に、生徒や自らの実践

に関して情報交換が行える関係、困ったことについて気軽に相談できる組織でなければ、重大事案の兆候的事実を発見したとしても、それを報告することに躊躇せざるを得ないということもあるだろう。情報共有・情報提供を個々の教職員の心がけの問題ではなく、そうした共有・提供が可能となる組織としての学校の課題として取り組んでいくことが求められる。

### (3) 保護者との関係の重要性

(1)及び(2)においても触れたが、いじめや重大事案の防止のためには保護者、さらには地域住民の協力は不可欠である。そのためにも常日頃から保護者との信頼関係を構築することは教職員にとって必須である。しかし、だからといって、そうした信頼構築は1人担任にのみ責任が負わされるわけではない。担任教諭と保護者の関係が不調である場合には、部活動の顧問や学年主任、養護教諭といった生徒と関与している教職員を窓口として関係構築を図ることが望まれるだろう。家族が多様化するのに伴い、生徒・保護者と学校との関わり方も大きく変化している。こうした変化に対応して教職員も保護者との信頼関係を構築していくことが必要である。

### (4) 生徒による主体的取組みの促進

いじめ防止や対応は教職員や保護者など大人による取組みだけでは不十分であり、生徒の視点を取り入れることも重要である。なぜならば、いじめが生徒同士の間で生じる問題である以上、生徒自らがいじめの原因を分析したり、解決策を構築したりすることは、生徒のいじめ理解を促進するとともに、大人とは異なる視点からの取組みを生み出す可能性があるからである。そして、このような取組みはすでに全国各地で見られるものであり、それらの実践報告では、いじめに主体的、積極的に取り組む生徒たちの様子がまとめられている。

もとより学校が子どもを主体性のある存在へと教育する機関であることを踏まえれば、教職員はいじめについても「上からの指導」やいわゆる規範教育による解決に終始するのではなく、子ども自らが主体的に防止、解決できるような教育実践に取り組むことが必要である。そのためには、教職員は

いじめに関する実践だけではなく常日頃の学習指導、生徒指導等全般を検証し、生徒の主体性を育成するための教育実践のあり方を考究していくことが望ましいと考える。

## 第5章 教育委員会の方々へ

### 1 町いじめ防止基本方針の遵守

矢巾町は推進法を承けて、いじめ防止基本方針を制定していた。そして、その「はじめに」では町全体でいじめ問題に取り組んでいくことが宣言され、以下その具体策が明記されていた。しかし、本報告書で述べてきたようにその多くは実施されないか、不十分な実施のままに本事案の発生日まで至っていた。

本事案発生後、矢巾町教育委員会はいじめ防止と発見、対策等に関して様々な取組みを開始している。これらの取組みはいじめ防止等に向けた努力の表れとして評価できるものである。これらの取組みに加えて、町基本方針の多くが本件事案発生まで未実施もしくは不十分な実施に留まってしまっていたのか、それらの原因を精査し、将来に亘って町基本方針が遵守されるように制度的な工夫を凝らすことを願いたい。

また、これらの取組みの成果は、すぐに現れるようなものではなく、短期的な評価に馴染まないものである。そのために、途半ばで息切れすることのないような、人的、財的基盤を確立することも求められる。

### 2 学校・教職員支援

教育行政は、学校や教職員の監督機関であるとともに、教職員の研修やその他の資質向上を図る責務がある。また、教育基本法第9条においても、教員は待遇の適正や研修の充実が図られることになっている。そのため、教育委員会には、いじめや自殺も含む現今の教育課題への感受性を研ぎすませ、現場教師にとって活用可能性の高い研修を準備する責任があると考えられる。その研修の質は、実施主体が町、県（教育事務所を含む）のどちらが望ましい

ということではなく、内容で評価されるべきものである。そのためにはむしろ、町、県（教育事務所）間での協力、基礎自治体の教育委員会間での協力体制を整え、全県的に実効性のある研修体制を構築することが望まれる。

また、その研修を実効性あるものとするためには、研修出席者が各学校にて受講内容を同僚にレクチャーし、教育実践に血肉化させていくことが必要不可欠である。その前提条件として、教育委員会には学校現場の仕事負担を削減するなど改善方策の提案、実施も期待するものである。たとえば、いじめや自殺を含む教育課題に眼前の子どもたちを見据えながら取組むことを可能にする校務分掌のあり方、部活指導のあり方などを網羅的に検証し、学校現場の改善を図る必要があると考える。

さらに今後、学校や教職員に対して様々ないじめ防止・対策の取組みを奨励し、支援していくことが求められる。それと同時に全国の教育現場で行われているいじめへの取組みを情報として学校・教職員に提供し、現場での取組みを促進していく役割も求められている。

### 3 「報告書」の活用について

滝沢報告書は、個別事案を検証するものであるが、いじめの発生やその対応について数多くの知見をもたらす内容を含むものであり、工夫次第では汎用性の高いものとなる。また、その活用は教職員に「いじめが他人事ではない。」との意識付けを促すことにも有効である。

以上のことから、滝沢報告書に限らず、全国の検証委員会によって作成された多くの報告書並びに本報告書が今後いじめ、いじめによる自殺事件が発生しないように広く活用されることを求めるものである。特に、本報告書の提言部分が各名宛人の方々に周知されるよう努力することを求める。

## 第6章 マスコミ関係者及びネットに書込みをした方々へ

本事案発生後、死亡した生徒を取り巻く様々な情報が、ニュース報道を皮切りとしてワイドショーやインターネットメディア、評論家のブログなどで



取り上げられ、一時的に社会から大きく注目を浴びることになりました。これらマスコミやインターネットへの書込みが及ぼした影響を振り返り、関係される方々への提言を行います。

## 1 当事者への影響

本委員会が行ったアンケートや面談において、生徒や家族から強引な取材方法への不満、クラスの事情を知らないはずの生徒の証言を大々的に扱ったとする不信感、事情をよく分かっていないはずの教育評論家による心無い言葉に傷ついたことなど多岐にわたるコメントが寄せられました。

ワイドショーなどでは、生活記録ノートにおけるやりとりの一部分を抜粋し、あたかも担任が死亡した生徒の訴えに全く向き合っていなかったとする報道が行われました。しかし、現実には担任はこまめに死亡した生徒を気遣い、トラブル相手への指導も一定程度行っており、当時報道されたイメージとは乖離が生じていました。

マスコミ及びインターネットに書き込みをされた方には、青少年の自殺が様々な原因からおこる複雑な現象であることを認識し、わずかな証拠から犯人探しをするような姿勢を改めていただきたく思います。また、その報道や書き込みが残された人々にどんな影響を与えるかについて、慎重な配慮をお願いします。

## 2 連鎖自殺につながる危険性

第Ⅱ部第2章4節及び5節で触れたように、本事案は連鎖自殺としての一面を持っていた可能性もあります。連鎖自殺とは、自殺について詳細な報道の結果、潜在的に自殺の危険性を抱えている人々の背中を押してしまったり、致死性の高い自殺の方法を提供してしまったりすることで、自殺の連鎖を引き起こされる現象のことを言います」。

報道による連鎖自殺の危険性を踏まえ、世界保健機関（WHO）は、「自殺予防 メディア関係者のための手引き 2008年改訂版日本語版」において、メディア関係者のためのクイック・リファレンスとして、  
・努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う

- ・自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- ・自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- ・自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- ・自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- ・見出しのつけかたには慎重を期する
- ・写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- ・著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- ・自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする
- ・どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- ・メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知るといふ提言を行っています。

しかし、今年に入ってから、数名の中学生が電車で轢かれる形で死亡しており、詳細な自殺の方法や現場の映像、遺書の内容を織り交ぜた報道が同じように繰り返されています。

もちろん自殺を報じること自体には様々なメリットがありますし、自殺で死亡した生徒を原因追及もせず闇に葬るようなことがあってはならないと思います。しかし、その報道のあり方については、今一度 WHO の提言に則り、マスコミ関係者自身の側から継続的に議論されることを期待します。

### 3 インターネットによってもたらされる被害について

インターネット上では、現在でも本事案について検索をすれば当事者の名前や顔写真をすぐに見つけることができます。住所や電話番号が掲示板などで晒された当事者は何者かから多くの嫌がらせを受けており、中には直接関係ないとされる生徒の家に骨壺が送られたり、誹謗中傷のビラが近所に配られたりした事実もあったようです。その他、インターネット上の掲示板等では虚実入り混じった書き込みが続き、多くの憶測が飛び交いました。

これらの攻撃による当事者やその周囲への精神的ダメージは多大なものがあり、我々委員会の調査においても、精神的な不調が原因で応じられない人、本事案に関わりたくないとの協力をされない人が一定数存在しました。

インターネットに書き込みをした人達の多くは、学校という組織への不信感やいじめに対する憤りに基づいて行動されたものと推察します。しかし、不確かな情報や噂に左右されて行う行動は時に無関係である他者を傷つけてしまうことを忘れてはいけないと思います。また、安全な場所から集団で個人を攻撃するという行為は、「いじめ」となんら変わらない構図であり、当事者の反省・振返りよりも拒絶・怒りの連鎖につながっていく懸念があります。もしも、いじめ・自殺に関して、自身が持つ情報が真相解明に有益であると考えられた場合は、インターネット上で出所不明の情報として拡散するのではなく、警察や本委員会のような第三者機関などに報告し、事案の検証に役立てて欲しいと思います。

おわりに

平成 27 年 9 月から平成 28 年 12 月まで、本委員会は 16 か月間に亘り活動をしてきた。繰り返しになるが、本委員会の活動にご協力くださった、遺族、生徒、保護者、教職員、矢巾町教育委員会などすべての皆様に対し深くお礼申し上げます。

委員一同は、本報告書が、遺族、生徒、保護者及び学校関係者に留まらず、すべての方々にとって有益なものになることを願うと同時に、今後、子どもの自殺という痛ましい事案の発生を防止するために寄与することを祈念する。

A 君へ

私たちは、君がこの世界で関わりを持ってきた人たちから、君のことについてたくさん話を聞かせてもらいました。私たちは、お父さんやお母さんをはじめ多くの人たちに祝福される中でこの世に生を受け、楽しいことやつらいことなどさまざまな出来事を経験しながら成長し、一人ぼっちで命を絶つに至った君の人生が一体どういうものだったのか、そして、君がどのような思いを抱えて電車で身を投げたのかを知ろうとがんばってきました。けれども、残念ながら、君の本当の心のうちはこうだったんだと完全に理解することはできませんでした。この結果は、なお一層、君にさびしい思いをさせてしまうことになったかもしれません。

でも、君が亡くなったことについては、ご家族はもちろん、日本中でたくさんの人たちが涙を流し、たくさんの人たちが君の旅立った現場に花束を捧げに来てくれました。そう、君は、決して一人ぼっちなんかではなかったんだよと伝えたい。

A 君に限らず、本当は、この世の中で一人ぼっちの人なんかどこにもいません。私たちは、A 君に、そのことをきちんと伝えられなかったことを反省し、これから、一人ぼっちでさびしい思いを抱えている子どもたちに、あなたは決して一人ぼっちではないんだよ、ということを伝えていきたいと思います。君のことをいつまでも忘れずに。